

令和6年4月に施行される 匿名感染症関連情報の第三者提供に関する政令事項について

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

今後の進め方について

有識者会議提言により示されたこと

- NDB・介護DB等の安全管理措置と同等の運用が保たれるよう**省令を整備**すべきである。
- 匿名化にあたっての加工基準については、NDB・介護DB等といった連結先の基準を下回ることがないよう、**同等性のある基準（省令）**を策定すべきである。
- **省令で定める「相当の公益性」**について、匿名感染症関連情報の第三者提供の目的としても、国民保健の向上に資する医療に関する分析に係る業務を主眼としていることから、**NDB等における相当の公益性を有する業務を参考にする**。
- 提供時・公表時の**審査ガイドライン**については、**NDB等の運用を踏まえ具体化**を図る。

提言をうけて、今後の進め方

- 感染症法が下位法令に委任をしている事項について、政令・省令（案）を感染症部会に提出
 - ガイドラインや利用者向けマニュアルの策定
 - 必要なシステム改修
- 令和6年4月1日施行・運用開始

匿名感染症関連情報の提供に関する政令事項について

匿名感染症関連情報の提供に関する政令事項について

■ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号） ※令和6年4月1日時点

第56条の49 **匿名感染症関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国**（前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第五十六条の四十一第一項の規定による匿名感染症関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に納めなければならない。

2 **厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。**

3 第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。

→ 政令では、**手数料の額とその手数料を減額又は免除できる者**を規定する

政令事項（案）及びその考え方

①手数料の額について

・法律で「実費を勘案して」と定められているため、**保守運用経費を踏まえた時間単位の金額に、作業に要した時間を乗じて得た額**とする。（他のデータベースも同様の考え方。具体の額は、今後、予算編成過程を踏まえ決定。）

②手数料の免除者について

・他のデータベースも参考に、**以下の者のみから構成されている研究等については、国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として、手数料を免除する。**

1. 国の行政機関及び地方公共団体
2. 国や地方公共団体からの補助金（厚生労働科学研究費等）又はAMEDからの助成金を受けて匿名感染症関連情報を利用する業務を行う者
3. 1. 2. の者から委託を受けた者